

1 大区役所制と小区役所制

区役所の形態は、一般的に事務事業や権限の多くを実施している「大区役所」と基本的な機能のみを有している「小区役所」に分けられる。

この区分は便宜上のもので、明確な基準はなく、その差異は相対的なものである。

大区役所制と小区役所制の特徴

	大区役所制	小区役所制
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的スキルを持った職員の配置により、専門的なサービスを身近で提供することができる。 ・区役所の組織が大きくなりがちで、市全体の組織の効率性の観点で弊害が生じるおそれがある。 ・区役所の業務の多さが地域の実情にあわせた業務遂行に結びつくとは限らず、福祉事務所のように区の独自性が出るのが望ましくない業務もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な行財政運営が可能である。 ・市民に身近なところで様々なサービスを提供するためには、本庁出先機関を設置する必要がある。

本市は、小区役所に分類できるが、区制移行時の主な考え方は次のとおりである。

- (1) 市の体制を「本庁 - 区役所・出先機関 - 総合事務所・出張所」の三層構造とし、直接市民を対象としたサービスについては、区役所を中心に、区のエリアで総合的に提供できる体制の整備を図る。
- (2) 区役所は、各区の特性を生かしたまちづくりに取り組み、市民と行政の協働を推進する拠点としての役割を果たすとともに、区内の各地域でのまちづくりの取組を積極的に支援しながら、各区の状況に応じた施策の展開を図る。

(資料 2 - 2 指定都市の区の組織等の状況 参照)

2 これまでの区役所機能強化の取組み

区役所機能の強化については、これまで、地域防災や商店街・観光振興などの区民や地域と協働して取り組む事務の移管のほか、副区長の設置や組織の再編などに取り組んできたところである。

また、福祉や土木など、本庁の出先機関を各区に配置することにより、身近な場所での行政サービスを提供するとともに、区行政を総合的・効果的に

推進するため、各区役所と本庁及び出先機関が連携を図りながら、地域の実状や個性に応じたまちづくりを進めている。

こうした取組をさらに進めるため、平成29年度から、地域の交通安全や防犯、空家対策等に関する事務の移管及び防災担当職員の増員を行い、また、平成30年4月には、各区に安全・安心まちづくり推進協議会を設置し、区役所における安全・安心のまちづくりへの取組の一層の強化を図ったところである。

(資料2 - 3 区役所機能等の変遷 参照)

3 今後の課題と取組み

区役所機能については、複雑化・多様化する地域課題に対し、区役所として対応できる仕組みの充実が求められている。

一方で、事務や権限の移管により、人員や予算の分散による効率性の低下の懸念など、課題も生じるものと考えられる。

今後は、こうした課題を踏まえながら、身近な行政サービスや地域に関わる業務について区役所で完結できる権限等の強化を図るとともに、地域課題を迅速かつ効果的に解決できるよう、関係する行政機関や団体との連携強化を含め、様々な角度から検討を行うほか、区民意識の醸成や区政への参画促進に取り組むなど、地域の個性や特性を生かした協働によるまちづくりを推進する。

指定都市の区の組織等の状況(札幌市～浜松市)

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	
指定都市移行年月日	昭和47年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成4年4月1日	昭和31年9月1日	昭和47年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日	
推計人口(人)	1,957,685	1,080,263	1,284,937	973,856	3,728,124	1,496,035	720,986	803,401	699,421	795,322	
市域面積 [平成28年10月現在] (km ²)	1,121	786	217	272	435	144	329	726	1,412	1,558	
区数(区)	10	5	10	6	18	7	3	8	3	7	
1区 の 平均 人口 (千人)	196	216	128	162	207	214	240	101	233	114	
最大区人口 (区名)	287 (北区)	309 (青葉区)	184 (南区)	207 (中央区)	347 (港北区)	252 (中原区)	277 (南区)	184 (中央区)	252 (葵区)	237 (中区)	
最小区人口 (区名)	116 (清田区)	136 (若林区)	88 (西区)	128 (緑区)	99 (西区)	165 (幸区)	173 (緑区)	46 (南区)	212 (駿河区)	30 (天竜区)	
1区 の 平均 面積 [平成28年10月現在] (km ²)	112	157	22	45	24	21	110	91	471	223	
各市・区 の基礎 数値	職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (中央区:局長級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (一般職のトップ)	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)
	市長 の 出 席	予委・決委は全区長出席、常委は関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委(区審査)は、全区長が出席	本会議・委員会とも関係区長出席	予委・決委・常委は関係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問・予委・決委・常委に関係区長出席	本会議・委員会とも関係区長のみ出席	本会議・委員会とも全区長出席	本会議は全区長出席、常委は関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも関係区長のみ出席
	区役員 数	3,259人	1,431人	1,670人	938人	7,797人	2,370人	324人	2,140人	553人	933人
職員 数	全職 員 に 占 め ら れ る 職 員 の 数 の 割合	14%	10%	12%	8%	18%	13%	4%	19%	6%	11%
	1区 の 平均 職員 数	326人	286人	167人	156人	433人	339人	108人	268人	184人	142人
区長及び 区組織の 状況	標準的な 区役所の 組織	市民分野 市民部 3課	区民部 5課 市民センター	くらし応援室 区民生活部 5課	地域振興課 市民課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	区政策課 地域振興課 区民課 まちづくりセンター	地域課 区民生活課 総務課	地域総務課 戸籍住民課	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課
	保健福祉 分野	保健福祉部 4~7課	保健福祉センター 6~7課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4課 保険年金課	福祉保健センター 6課	保健福祉センター 6課 (地域まもり支援 センター2課相当を含む)	健康福祉課 保護課	健康福祉課 保護課	保険年金課 健康支援課 福祉事務所 4課	社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
	土木・建築 分野	土木部 1課	建設部 3課			土木事務所	道路公園センター 2課		建設課		
	産業分野								産業振興課		
	※区役所 組織への 編入状況	福祉 所 ○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (昭和52年~)	○ (平成7年~)	○ (平成7年~)	× (健康福祉局)	○ (移行時~)	○ (移行時~)
保健 所 × (保健福祉局)	○ (平成8年~)	× (保健福祉局)	△(一部機能を 全区へ移管)	○ (平成6年~)	○ (平成9年~)	○ (平成9年~)	× (健康福祉局)	△(申請窓口機能を 全区へ移管)	× (保健福祉長寿局)	× (健康福祉部)	
保健 セン ター ○ (平成9年~)	○ (平成8年~)	○ (移行時~)	○ (平成9年~)	○ (平成9年~)	—	—	× (健康福祉局)	○ (移行時~)	○ (平成28年4月~)	○ (平成22年~)	
土木 所 ○ (移行時~)	○ (移行時~)	× (建設局)	△(一部機能を 全区へ移管)	○ (平成17年~)	○ (平成15年~)	○ (平成15年~)	× (都市建設局)	△(道路新設工 業務の一部を 全区へ移管)	× (建設局)	× (土木部)	
建築 課 × (都市局)	○ (移行時~)	× (建設局)	× (都市局)	× (都市局)	× (建設局)	× (まちづくり局)	× (都市建設局)	× (建設部)	× (都市局)	× (都市整備部)	
農政 所 × (経済局)	× (経済局)	—	× (経済農政局)	× (環境創造局)	× (経済労働局)	× (環境経済局)	× (環境経済局)	△ (6箇所)	× (経済局)	× (産業部)	
予算要求先	【管理予算、 区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区自主企画事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	
事業名	未来へつなぐ 笑顔のまちづくり 活動推進事業	①区民協働まち づくり事業 ②地域活性化推 進事業 ③地域生活関連 整備事業	区まちづくり推進 事業	区自主企画事業	個性ある区づくり 推進費(自主企 画事業費)	地域課題対応事 業	区政推進事業	特色ある区づくり 予算	①区の魅力づく り事業 ②環境整備事業	①地域力向上事 業 ②区大事業(区 独自の特色ある 事業)	
区における 自主事業 予算	平成29年度 409百万円 (1区あたり30~43 百万円)	①96百万円 (1区平均19百万 円) ②32百万円 (1区平均6百万 円) ③112百万円 (1区平均22百万 円)	1,920百万円 (1区平均192百万 円)	60百万円 (1区平均10百万 円)	1,847百万円 (1区平均103万 円)	488百万円 (1区あたり約70万 円)	70百万円 (1区あたり20~28 百万円)	240百万円 (1区平均30百万 円)	①36百万円 (1区あたり12百万 円) ②9百万円 (1区あたり3百万 円)	①116百万円 (1区あたり11~31 百万円) ②69百万円 (1区あたり4~25万 円)	
配分方法等	区の事業計画に 合わせて配分	各区が直接財政 担当部局へ予算 要求	各区が直接財政 担当部局へ予算 要求	各区が直接財政 担当部局へ予算 要求	基礎額として18 区一律に配分す る他地域特性や 税・国保の取組 等に応じて配分	各区一律5百万 円 + 各区が直接財政 担当部局へ予算 要求	一部の予算を除 き、各区が直接 財政担当部局へ 要求	各区20百万円 + 人口面積に応じ た加算分を上限 に要求 + 区自治協議会提 案予算(各区5百 万円)	①各区が12百万 円を上限に予算 要求 ②各区が3百万 円を上限に予算 要求	各区が直接財政 担当部局へ予算 要求	

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの→「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの→「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの→「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、平成29年4月1日現在。

指定都市の区の組織等の状況(名古屋市～熊本市)

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
指定都市移行年月日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	平成18年4月1日	昭和31年9月1日	平成21年4月1日	昭和55年4月1日	昭和38年4月1日	昭和47年4月1日	平成24年4月1日
推計人口(人)	2,303,070	1,469,360	2,704,557	835,467	1,530,858	720,078	1,196,456	950,429	1,557,669	737,812
市域面積[平成28年10月現在](km ²)	326	828	225	150	557	790	907	492	343	390
区数(区)	16	11	24	7	9	4	8	7	7	5
1区平均人口(千人)	144	134	113	119	170	180	150	136	223	148
最大区人口(区名)(千人)	243(緑区)	278(伏見区)	195(平野区)	159(北区)	244(西区)	310(北区)	244(安佐南区)	254(八幡西区)	312(東区)	190(東区)
最小区人口(区名)(千人)	66(熱田区)	38(東山区)	64(大正区)	39(美原区)	97(長田区)	95(東区)	79(安芸区)	58(戸畑区)	131(城南区)	92(西区)
1区平均面積[平成28年10月現在](km ²)	20	75	9	21	61	197	113	70	49	78
職階位(本庁●●級)	局長級	局長級	本庁局長より上位で一般職のトップ(指定職)	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
市長市議会議席	-	通常は出席なし、要請により出席	本会議は区長会議の代表者(正副会長)3区長が出席。代表質問、一般質問で答弁を求められた区長は出席する。委員会は委員から出席要請があった場合に当該区長が出席。また、区長として説明(陳情の見解表明を含む)がある場合は出席。	本会議は関係区長のみ出席、委員会は全区長出席	予委・決委・常委に当番区長出席	-	-	当初議会の代表質疑のみ全区長出席	本会議及び常任委員会に全区長出席	-
区役員数	3,356人	2,077人	4,814人	923人	1,838人	520人	1,810人	1,649人	2,550人	949人
全職員の区に占める割合	10%	12%	12%	10%	9%	6%	12%	13%	15%	9%
1区平均職員数	210人	188人	201人	132人	204人	130人	226人	236人	364人	190人
市民分野	区政部 2課2室	地域力推進室 区民部 1課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課 自治推進課 市民課	総務部 4課 (総務課、まちづくり課、市民課、保険年金医療課)	総務・地域振興課 市民保険年金課	市民部 4課 会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	総務部 4課 市民部 4課	総務企画課 区民課
保健福祉	区民福祉部 3課 保健所 2課1係	福祉部 4課(ただし、北・上・中・東山・西京区役所及び洛西・深草支所においては3課) 保健部 2課(支所においては1室)	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 4課	保健福祉部 3課(福祉事務所) 健康福祉・子ども家庭支援・保護	厚生部 3課	福祉事務所 4課 国保年金課	保健福祉センター 6課	保健福祉部 3課(福祉事務所)	保健福祉部 3課(福祉事務所)
土木・建築						地域整備課	建設部3課 又は 農林建設部4課	まちづくり整備課	地域整備部 3課	
産業分野						農林水産振興課				
福祉	○(平成3年～)	○(平成9年～)	○(昭和39年～)	○(移行時～)	○(平成8年～)	×	○(移行時～)	○(平成6年～)	○(移行時～)	○(移行時～)
保健	○(平成12年～)	×	×	×	×	×	×	×	○(平成9年～)	×
保健センター	-	○(平成22年～)	○(平成14年～)	○(移行時～)	○(平成27年～)	×	○(平成9年～)	○(平成6年～)	-	○(移行時～)
土木	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×
建築	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
農政	×	×	×	×	×	○	△	×	×	×
予算要求先	①③区役所担当部局へ予算要望 ②事業担当部局へ区が事業提案	【区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算】 区役所担当部局 【その他】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区の個性をのばすまちづくり事業費】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	財政担当部局	事業担当部局	区役所担当部局	財政担当部局	【区のまちづくり推進経費】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
事業名	①自主的・主体的な区政運営 ②区提案連携事業 ③区の特長に応じたまちづくり事業	区民提案・共汗型まちづくり支援事業	区の区域内の基礎自治に関する施策・事業 ※区の区域内の基礎自治に関する施策・事業については、区役所予算(区長自由経費)及び局予算(区CM自由経費)について、区長(区CM)が決定権を有し、区政を総合的に展開	区域まちづくり事業	区の個性をのばすまちづくり事業	各区まちづくり推進事業	①区の魅力と活力向上推進事業 ②区政運営調整費 ③まちづくり振興費	区行政推進事業	区役所事業費(魅力づくり事業等)	まちづくり推進経費
平成29年度予算額	①160百万円(1区平均10百万円) ②7百万円 ③16百万円	278百万円(1区平均25百万円)	25,571百万円(1区平均1,065百万円) ※区長自由経費9,299百万円、区CM自由経費16,272百万円	1,139百万円(1区あたり平均163百万円)	487百万円(1区あたり45～64百万円)	93百万円	①100百万円(1区平均12.5百万円) ②4百万円(1区平均0.5百万円) ③1.5百万円(1区平均0.2百万円)	200百万円(1区あたり25～34百万円)	483百万円(1区平均69百万円)	100百万円(1区あたり20百万円)
配分方法等	①8割は均等割、2割は人口割で配分 ②局で執行 ③事業実施区の要望に基づき配分	約5割は均等配分、残り約5割は人口配分	基準財政需要額的な考え方(人口や道路面積などの客観的な指標)にもとづき算出し、財源枠として配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区からの要求に基づき配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区からの要求に基づき配分	確定額を区の規模に応じて按分し配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、平成29年4月1日現在。

年 月	内 容
平成 22 年 4 月	区制施行
平成 24 年 4 月	自治会集会所等に関する普通財産の管理に係る事務を区役所へ移管
平成 24 年 8 月	各区区ビジョン策定
平成 25 年 3 月	緑区役所移転（緑区合同庁舎開設） 相模大野パスポートセンター及び相模大野駅連絡所開設
平成 25 年 4 月	区ビジョン推進経費創設 地域防災に関する事務を区役所に移管 防災担当再任用職員（消防OB）の配置（各区役所 1 名） 橋本駅連絡所開設
平成 25 年 6 月	橋本パスポートセンター開設
平成 26 年 2 月	国民健康保険・国民年金窓口開設（南区役所区民課）
平成 26 年 4 月	区役所機能強化 （ 1 ）区長への委理事務の拡大 次の権限を新たに追加 ア 地縁団体の認可等に関すること イ 区長の所管事務に属する補助金等の交付に関すること ウ 自治会等集会所建設資金の融資に係る融資資格の審査等に関すること （ 2 ）副区長（参事級）の設置 （ 3 ）事務の移管 次の事務を区役所に移管 ア 商店街の振興 イ 地域の観光行事の支援 ウ 地域市民まつり補助金 （ 4 ）組織再編 ア 地域政策課及び総務課を再編し、区政策課及び地域振興課を設置 イ 地域振興課内にまちづくりセンター（橋本まちづくりセンター、本庁地域まちづくりセンター、大野南まちづくりセンター）を設置 （ 5 ）公民館との連携の強化 教育委員会事務局の組織等に関する規則の改正（公民館の事務分掌にまちづくりセンターとの連携を規定）
平成 29 年 4 月	防犯・交通安全に係る事務の移管 防災担当再任用職員（消防OB）の増員（各区役所 1 名増員し、2 名体制となった）